

平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原告 山田稔 外22名

被告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

京都大学佐藤教授作成にかかる「平成19年8月23日付」文書
に関するご連絡

平成19年9月5日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



1 非組換えイネ栽培の水田水について

- (1) 佐藤教授の「可能であれば、今年度でもよろしいので、平成18年度の非組換えイネの栽培水田と条件の近い水田から採取した水田水を提供いただけると幸いです。」とのご意見につきましては、被告北陸研究センター内の一般試験水田で栽培中の非組換えイネ「どんとこい」の株元の水田水を提供することが可能です。
- (2) なお、京都大学佐藤教授作成にかかる「平成19年8月23日付」文書接受(8月28日)時、非組換えイネは、既に収穫時期を迎え、落水する時期にきておりましたので、被告は、直ちに北陸研究センター内一般試験水田の非組換えイネ株元の水田水を500ml容器に採取し、冷凍保存いたしております。

2 遺伝子組換えイネ種子について

- (1) 被告平成19年7月31日付『京都大学佐藤教授作成にかかる「平成19年7月11日付」文書及び同「平成19年7月14日付」書面に関するご連絡』に記載したとおり、平成18年度の栽培実験に用いた遺伝子組換えイネ（AD48系統）の種子10粒と平成18年度の栽培実験において採取した種子90粒（AD48系統）の提供が可能です。
- (2) 次に、佐藤教授は、AD41系統の種子100粒の提供も求めておられませんが、そもそも、原告は、平成19年4月13日付原告意見書の「4. 被告提出の本GMイネの種子について」において、AD48系統がもつとも適切である旨の主張を行い、被告もこれに異議なく同意しているところです。
- (3) したがって、本鑑定におきましては、AD48系統を用いた実験で必要且つ十分であり、AD41系統についての鑑定は不要と思料します。
- (4) すなわち、佐藤教授のご要望は、「当事者が求める裁判の解決」という本来の民事訴訟法の趣旨（当事者主義）を超えているものと思料されますので、上記のとおりAD41系統に関する鑑定は不要と考える次第です。
- (5) しかしながら、裁判所において、AD41系統に関する鑑定をも実施するという佐藤教授のお考えを是とされるのであれば、被告としても、あえてこれに異議を唱えることはいたしません。

以上